

時津町指令 5 時住第 7 4 号
令和 5 年 4 月 2 8 日

許 可 証

住所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3305 番地 1
氏名 株式会社 イワフチ
代表取締役 岩瀬 慶太

令和 5 年 4 月 1 7 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、
下記のとおり許可する。

時津町長 吉田 義 徳



記

- 許可番号
時津一廃許第 3 5 号
- 一般廃棄物の種類
一般廃棄物
- 収集、運搬及び処分の区別
処 分
- 許可期限
令和 5 年 5 月 7 日～令和 7 年 5 月 6 日
- 許可条件
クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。
なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。
毎月の実績を報告書により翌月の 1 0 日まで提出すること。